

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柳川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び各種委員（以下「役員等」という。）の報酬の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長及び常務理事には、別表1のとおり月額報酬を支給する。ただし、他の団体等から派遣された者が会長及び常務理事に就任する場合で、派遣元から報酬等が支給される場合については、派遣元の関係規定によるものとする。

2 その他の役員等には、次に掲げる本会の業務に従事した場合に、別表2のとおり日額報酬を支給する。ただし、本会又は柳川市の職員が本会の役員等を兼ねる場合には、報酬を支給しないものとする。

- (1) 理事会及び評議員会
- (2) 監査
- (3) 正副会長会
- (4) 企画・財政委員会
- (5) 評議員選任・解任委員会
- (6) 表彰審査委員会
- (7) 法人後見運営委員会
- (8) 研修
- (9) 第三者委員による苦情解決
- (10) その他予算の範囲内で会長が認めた業務

3 常務理事には、正規職員の例により通勤手当を支給する。

(旅費)

第3条 役員等がその職務を遂行するため市外に旅行したときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長及び常務理事に対する報酬等の支給日は、正規職員の例による。

2 会長及び常務理事以外の役員等に対する報酬等の支給日は、毎月10日とする。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、積立金等を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の同意を得、評議員会の決議を得なければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表2のうち、評議員選任・解任委員の報酬については、平成29年3月3日から適用し、平成29年3月31日までの間は、日額3,000円とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

| 職 名 | 報酬額 |
|------|-------------|
| 会長 | 月額 70,000円 |
| 常務理事 | 月額 170,000円 |

別表2

| 職 名 | 報酬額 |
|------------|-----------|
| 理事 | 日額 4,000円 |
| 監事 | 日額 4,000円 |
| 評議員 | 日額 4,000円 |
| 企画・財政委員 | 日額 4,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 日額 4,000円 |
| 表彰審査委員 | 日額 4,000円 |
| 法人後見運営委員 | 日額 4,000円 |
| 第三者委員 | 日額 4,000円 |

備考

- 1 監事が行う監査の報酬は、日額6,000円とする。